

令和3年度

『事業所における受動喫煙防止対策実施状況』

調査結果のご報告

令和2年4月から受動喫煙防止対策推進を主旨とした改正健康増進法が全面施行され、**事業所には原則屋内禁煙が義務付け**られました。がん死亡率が高い弘前保健所管内では、**がんや循環器病の原因となる喫煙率が高いため、事業所における受動喫煙防止対策の実施状況**を把握し、今後の対策の糸口をつかむためにアンケート調査を実施しました。

調査対象

弘前商工会議所に加入している全事業所 2,551 カ所
(弘前保健所管外に所在地がある事業所を除く)

調査方法・内容

方法：郵送によるアンケート調査票の配付 (令和3年9月1日~10月8日)
内容：事業所の属性、受動喫煙防止対策の実施状況、禁煙支援の実施状況等



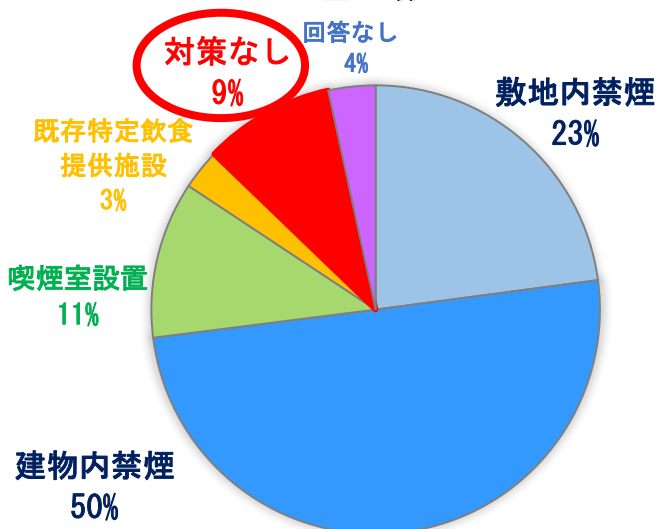
◆◆ 調査結果 ◆◆

1,432 事業所 (全体の 56.1%) からご回答いただきました。

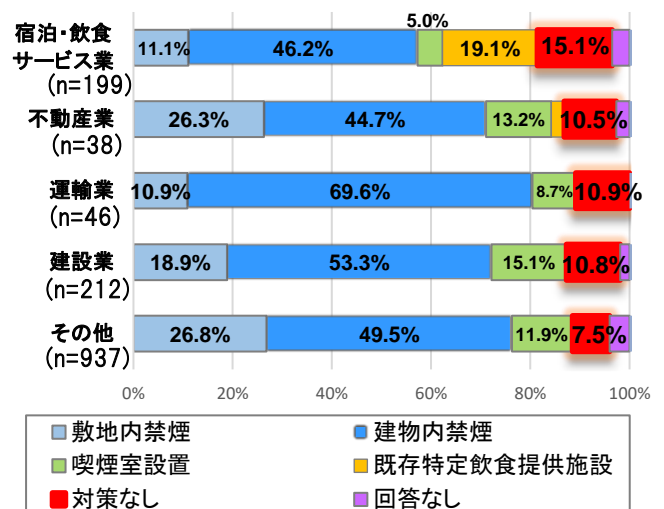
改正健康増進法の認識率 **85.5%**

受動喫煙防止対策実施状況

《 全 体 》

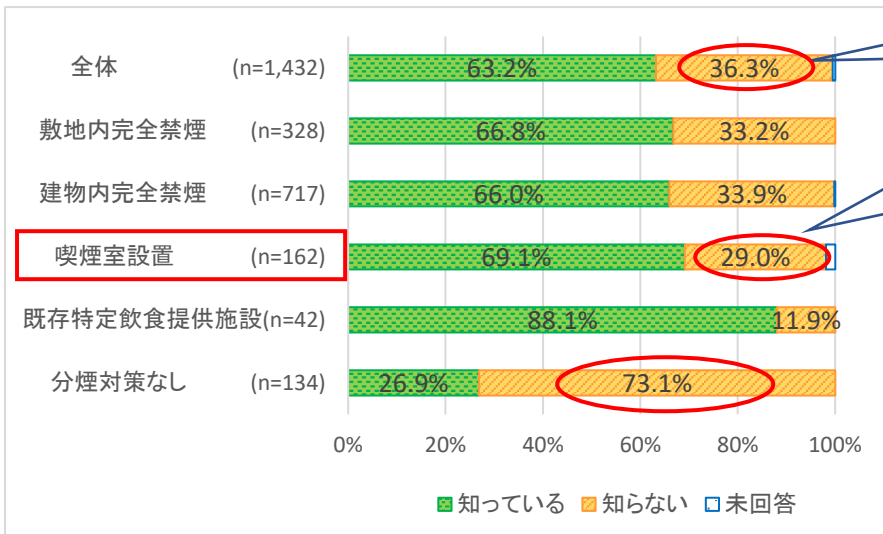


《 業 種 別 》



- ・完全な受動喫煙防止対策 (「敷地内禁煙」 + 「建物内禁煙」) ⇒ 約 7 割が実施
- ・「対策なし」が約 1 割

喫煙室を設置する場合の技術的基準・標識掲示の認識状況



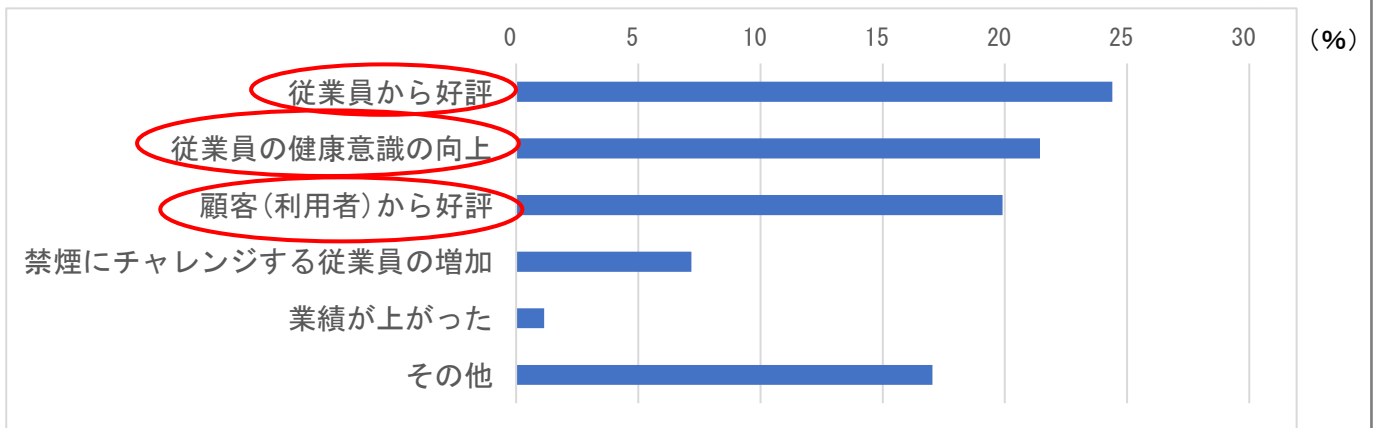
全体の約4割は基準を知らない

適切な対策が取られていない
「喫煙室」の可能性も・・・

? 技術的基準とは ?

- 1) 専用室へ入り込む空気の流れ 0.2m/秒以上
- 2) たばこの煙が専用室外に流出しないような壁や天井での区画
- 3) たばこの煙が専用室から屋外に排気されている

建物内を禁煙として良かった点（敷地内禁煙、建物内禁煙の事業所が回答）※複数回答



※その他：「非喫煙者の受動喫煙防止になった」「煙のにおいがしない」「室内や商品が汚れない」
「灰皿の片付けなどの手間が減った」「火災の防止になった」

※「以前から禁煙だった」「喫煙者がいない」等の記載も多くありました。

受動喫煙防止対策や禁煙支援で効果があった取組や独自の取組

- ・ **社長自ら禁煙**することにより、喫煙者はゼロに。
- ・ 建物の外の **離れた場所に喫煙所を設けた**ため、わざわざ行くのを面倒に感じたり、冬は寒い
ため禁煙する人が増えてきた。
- ・ 来客のために置いていた **灰皿を撤去**したところ、自然と喫煙する人もいなくなった。
- ・ 非喫煙者に対して **健康手当を毎月支給**。
禁煙することにより作業に向かう時間が増え、支給額以上の会社へのリターンがあった。
- ・ **禁煙外来受診希望者に対し休暇の付与**。
- ・ 禁煙外来での **治療費の助成**。
- ・ 敷地内完全禁煙と就業時間内禁煙を同時に実施。受動喫煙、**サードハンドスモーク***対策
だけでなく、喫煙者は長時間喫煙しない環境に慣れ **禁煙にチャレンジしやすい環境づくり**が
できた。 ※サードハンドスモーク=三次喫煙：喫煙者の衣服や室内に付着した有害物質を非喫煙者が吸い込んでしまうこと

アンケートにご回答いただいた事業所の皆様、ご協力ありがとうございました。